

No.14
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
(平成20年度第5回)

猪名川総合開発事業

平成21年3月3日

国土交通省近畿地方整備局

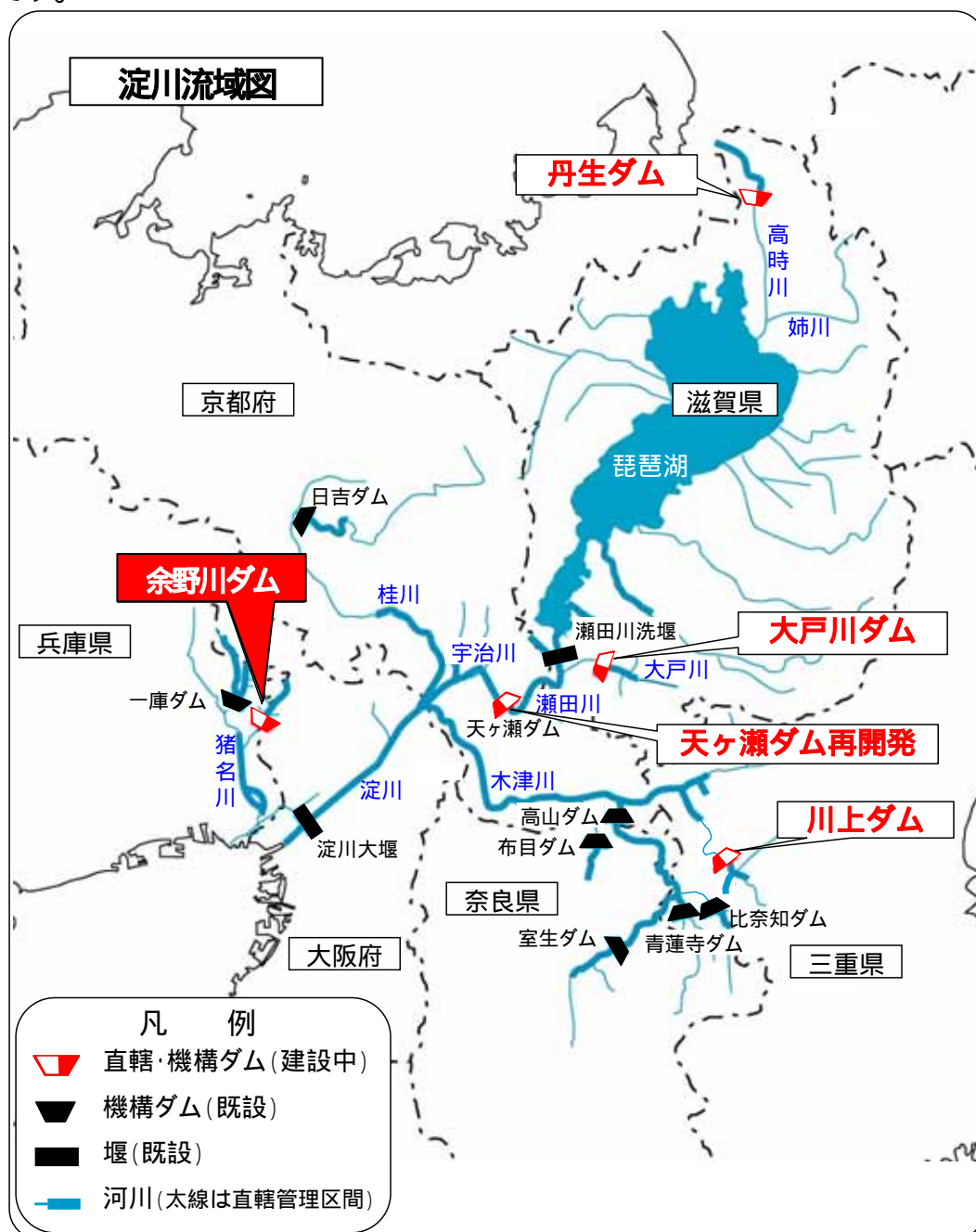
目 次

1 . 流域の概要	1
2 . 猪名川総合開発事業(余野川ダム)	2
3 . 河川整備計画策定の状況	3
4 . 対応方針(原案)	14
(参考) 前回(H20.7.15)の事業評価における対応方針	15

1 . 流域の概要

淀川は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川(旧淀川)を分派して大阪湾に注ぐ、幹線流路延長75km、流域面積8,240km²の一級河川です。その流域は、大阪市、京都市をはじめ54市24町4村(平成20年3月末現在)からなり、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良の2府4県にまたがっています。

淀川水系では、現在、直轄事業である大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、猪名川総合開発(余野川ダム)、水資源機構の事業である川上ダム、丹生ダムの計5ダムの事業を実施中です。



2. 猪名川総合開発事業(余野川ダム)

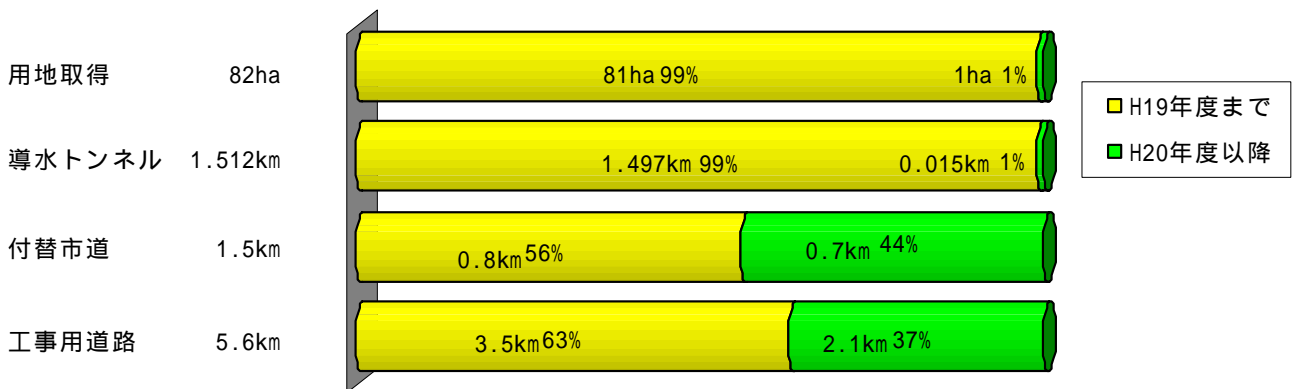
1. 事業概要

猪名川総合開発事業(余野川ダム)は、これまで余野川、猪名川の洪水調節、新たな水道用水(1.158m³/s)の取水、流水の正常な機能の維持を目的として整備をしてきたところです。

河川整備計画(案)では、上下流バランスを考慮した戦後最大洪水を整備目標とする猪名川の治水対策として、ダムと河道掘削による方法に比べて河道掘削単独による方法が経済的に優位であることから、当面河道掘削により治水対策を行うものとし、ダム等の整備は、他の支川との治水安全度のバランスをふまえ実施時期を検討することとしています。

2. 事業の実施状況

猪名川総合開発事業(余野川ダム)では、本年度は事業用地内の防災対策などの残務処理を行っているところです。



事業進捗率(平成20年3月時点)

3. その他

ダム事業を実施しない間の河川管理や事業用地については、将来のダム事業の実施に備え、河川は引き続き直轄管理区間とし、また事業用地のうち国が管理すべき範囲について、国が適正な管理を行っていくこととしています。

なお、平成21年度は予算計上(ただし、平成20年度予算は繰越予定。)をしておらず、これまで事業を執行してきた猪名川総合開発工事事務所についても廃止し、事業用地等の管理を猪名川河川事務所に引き継ぐ予定としています。

3 . 河川整備計画策定の状況

1) 淀川水系河川整備計画(案)の作成経過

淀川水系河川整備計画の策定に際し、平成17年7月に近畿地方整備局として事業中の5ダムについて関係機関と調整するためのたたき台として「淀川水系5ダムについての方針」を公表しました。

その後、平成19年8月に河川整備計画原案を公表し、流域委員会での審議を経て、本年6月に河川整備計画(案)を作成しました。

S58.4	<u>猪名川総合開発事業(余野川ダム)建設事業移行</u>
S63.4	<u>丹生ダム建設事業移行</u>
H元.4	<u>大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発建設事業移行</u>
H2.4	<u>川上ダム建設事業移行</u>
H3.3	<u>「大戸川ダムの建設に関する基本計画」の告示</u>
H3.8	<u>「猪名川総合開発事業(余野川ダム)に関する基本計画」の告示</u>
H5.1	<u>「川上ダム事業実施計画」の認可</u>
H6.3	<u>「丹生ダム事業実施計画」の認可</u>
H7.4	<u>「天ヶ瀬ダムの建設(再開発)に関する基本計画」の告示</u>
H13.2	淀川水系流域委員会設立
H15.9.5	「淀川水系河川整備計画基礎原案」の公表
H16.5.8	「淀川水系河川整備計画基礎案」の公表
H16.12.5	「淀川水系5ダムの調査検討について(中間取りまとめ)」の公表
H17.7.1	「淀川水系5ダムについての方針」の公表
H19.8.16	<u>「淀川水系河川整備基本方針」の策定</u>
H19.8.28	<u>「淀川水系河川整備計画原案」の公表</u>
H20.4.25	淀川水系流域委員会からの意見書を受理
H20.6.20	<u>「淀川水系河川整備計画(案)」の公表</u>
H21.2.10	<u>兵庫県知事が意見書を提出</u>
H21.2.10	<u>三重県知事が意見書を提出</u>
H21.2.13	<u>滋賀県知事が意見書を提出</u>
H21.2.13	<u>大阪府知事が意見書を提出</u>
H21.2.13	<u>奈良県知事が意見書を提出</u>
H21.3.2	<u>京都府知事が意見書を提出</u>

2) ダム事業に関する関係府県知事の意見(抜粋)

淀川水系河川整備計画(案)に対する関係府県知事の意見のうち、5ダムに関する意見は以下のとおりです。

余野川ダムについて

【兵庫県知事】

- ・ 実施時期を検討するとされている余野川ダムの精算については、利水者等と十分協議・調整をされたい。また、既に整備された施設や取得された事業用地について、財源措置、執行体制などを含め、国の責任で適切に管理されたい。

【大阪府知事】

- ・ 戦後最大洪水を対象とした場合、余野川ダムを建設する案よりも河川改修のみの案のほうが今後必要となる総事業費の比較において経済的であることから、ダムを当面実施しないという本案に基本的に同意する。

また、余野川ダム建設事業は、地元、地権者など関係者の多大な協力のもと進められてきたものであることに鑑み、当面余野川ダム事業が実施されるまでの間、ダム事業と一体のものとして建設を進めてきた「水と緑の健康都市(箕面森町)」の事業に支障を生じさせないための措置を明確にするとともに、関連する地域整備事業の進捗並びに、今後、ダム建設の円滑な着手のためのダム事業用地の維持管理について、その財源措置、執行体制などを含め国が責任をもって対応されることを強く求めるとともに、ダム建設再開の時期についての検討もあわせて行うこと。

更に、利水撤退に伴う負担について、地元市等、関係者の理解を得られるよう十分協議調整されること。

大戸川ダムについて

【滋賀県知事】

- ・ 大戸川ダムは、平成20年9月27日に公表された淀川水系流域委員会意見書にあるように、一定の治水効果はある。

しかしながら、平成20年9月22日に公表された京都府の技術検討会における評価においては、「大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされている。

このため、下流府との共通認識として、施策の優先順位を考慮すると河川整備計画に位置づける必要はないとしたところであるので、近畿地方整備局におかれても尊重されたい。

大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等について、この事業を進めてきた国がその責務を放棄するようなことがあれば、公共

事業に対する国民の信頼は根底から崩れることとなる。事業主体である国は、こうした課題について引き続きその責務を果たされたい。

【大阪府知事】

- ・ 大戸川ダムは、一定の治水効果があることは認める。

しかしながら、京都府の技術検討会における評価においても、「大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされており、施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない。

また、大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等については、事業主体である国が引き続きその責務を果たすべきであり、それを強く求めるとともに、その場合において、住民の犠牲も踏まえ、滋賀県、京都府と助け合って事業における責任を果たしていく用意があることを明言する。

【京都府知事】

- ・ 大戸川ダムは、淀川水系流域委員会の報告にもあるように一定の治水効果があることは認める。
- ・ しかしながら、京都府の技術検討会における評価においても、「中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされており、施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない。

天ヶ瀬ダム再開発について

【大阪府知事】

- ・ 天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖の後期放流のために有用であり、天ヶ瀬ダム再開発については基本的に合意する。

【京都府知事】

- ・ 宇治川については、下流から順次整備が進められてきたが、天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖の後期放流や瀬田川洗堰の全閉操作の頻度を減少させるために有用というのが4府県の共通理解である。
- ・ しかし、天ヶ瀬ダム再開発については、その前提として、下流淀川の治水安全レベルを考慮しつつ、宇治川下流・三川合流部の堤防強化・河道改修の完成がまず必要である。
- ・ 観光や景観、地層・地質等について、地元に対して十分な配慮を求めるものであるが、天ヶ瀬ダム再開発については基本的に合意する。

川上ダム

【兵庫県知事】

- ・ 丹生ダム、川上ダムの利水撤退に伴う精算については、利水者と十分協議・

調整されたい。

【三重県知事】

- ・ ダム建設に伴う環境への配慮を行いながら、早急に整備を図ること。
- ・ 大型公共事業であるダム事業の特性に鑑み、特にコスト縮減に努め、負担の平準化を図るとともに、事業期間については、今後、淀川水系における水資源開発基本計画や川上ダム事業実施計画で定められる完成予定工期を遵守すること。
- ・ 利水撤退などの追加負担について十分協議調整を図ること。
- ・ 事業実施に当たっては、関係住民等の一層の理解を得るよう努めること。

【大阪府知事】

- ・ 川上ダムは中小洪水でも木津川、淀川まで全川にわたる水位低減効果を期待できるため、その建設について、環境への配慮を行いつつ早急に整備を図ることに基本的に合意する。

【京都府知事】

- ・ 川上ダムは中小洪水でも木津川、淀川まで全川にわたる水位低減効果を期待できることが流域委員会の報告でも述べられている。
- ・ このような効果が期待できる川上ダムの建設について、基本的に合意するとともに、ダム建設に伴う環境への配慮を行い、早急に整備を図る。ただし、更なるコスト縮減と、負担の平準化を求める。

丹生ダムについて

【兵庫県知事】

- ・ 調査検討を行うとされている丹生ダムについては、人口減少等により長期的には水需要の減少が想定される中で、渇水対策容量の確保にあたって、長期的な需要変化を踏まえた必要性・緊急性が十分に示されていない。渇水対策容量の確保の必要性・緊急性の有無とあわせて、洪水期初期の琵琶湖制限水位を高く維持するなどの弾力的な水位操作による異常渇水時の水位低下を抑制する方法や、費用負担のあり方などについても幅広く検討されたい。
- ・ 丹生ダム、川上ダムの利水撤退に伴う精算については、利水者と十分協議・調整されたい。(再掲)

【滋賀県知事】

- ・ 丹生ダムについては、事業計画や事業費および負担割合が明らかにされていないことから、渇水対策容量の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示するとともに、本県とも早急に協議されたい。

【大阪府知事】

- ・ 丹生ダムについては事業計画や事業費および負担割合も明らかにされていないことから、意見を述べることを留保する。渇水対策の必要性も含め速やかに

調査・検討の結果を提示し、関係府県と協議すること。

【京都府知事】

- ・ 丹生ダムについては事業計画や事業費および負担割合も明らかにされていないことから、意見を述べることは不可能である。湧水対策の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示し、関係府県と協議することを要望する。それまで意見を留保する。

その他

【滋賀県知事】

- ・ ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作りたい。

【大阪府知事】

- ・ ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作ること。

【京都府知事】

- ・ ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作ることもあわせて要望する。
- ・ 実施にあたっては、事業費、整備スケジュールについて十分流域府県民の理解が得られるよう協議調整を図ることを要望する。
- ・ 利水撤退などの追加費用についても十分協議調整を図ることを要望する。

3) 大戸川ダム建設事業

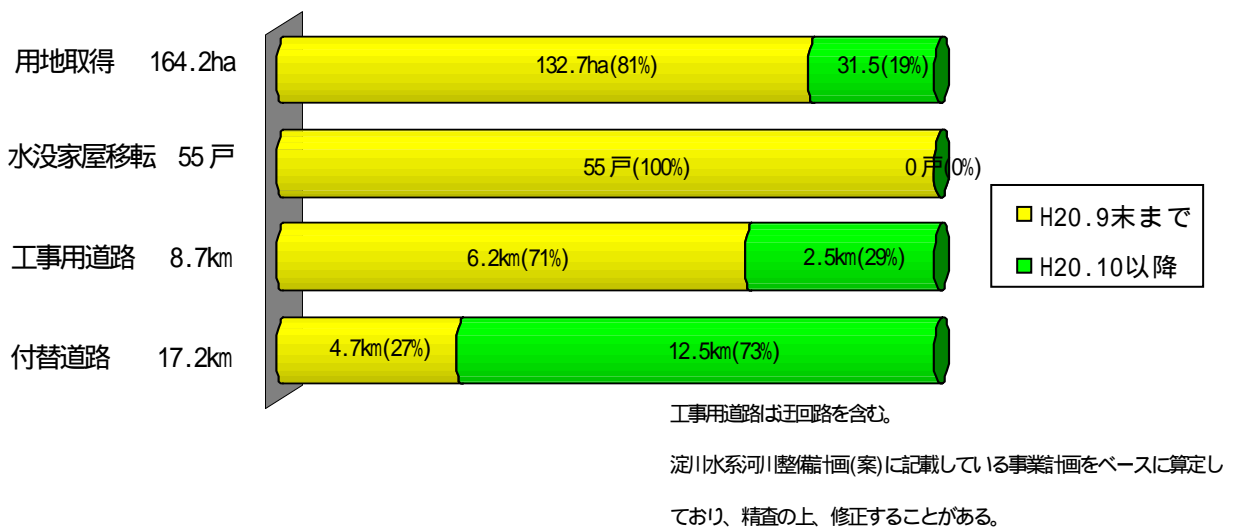
(1) 事業概要

大戸川ダム建設事業は、これまで、大戸川、宇治川、淀川の洪水調節、新たな水道用水(0.5116m³/s)の取水、流水の正常な機能の維持を目的として整備をしてきたところです。

河川整備計画(案)では、利水等の撤退をふまえ、大戸川、宇治川、淀川の洪水調節を目的とし、洪水調節専用ダムとして整備することとしており、総事業は約1,080億円(事業からの撤退をした者が負担する費用約80億円を含む。)を見込んでいます。

(2) 事業の実施状況

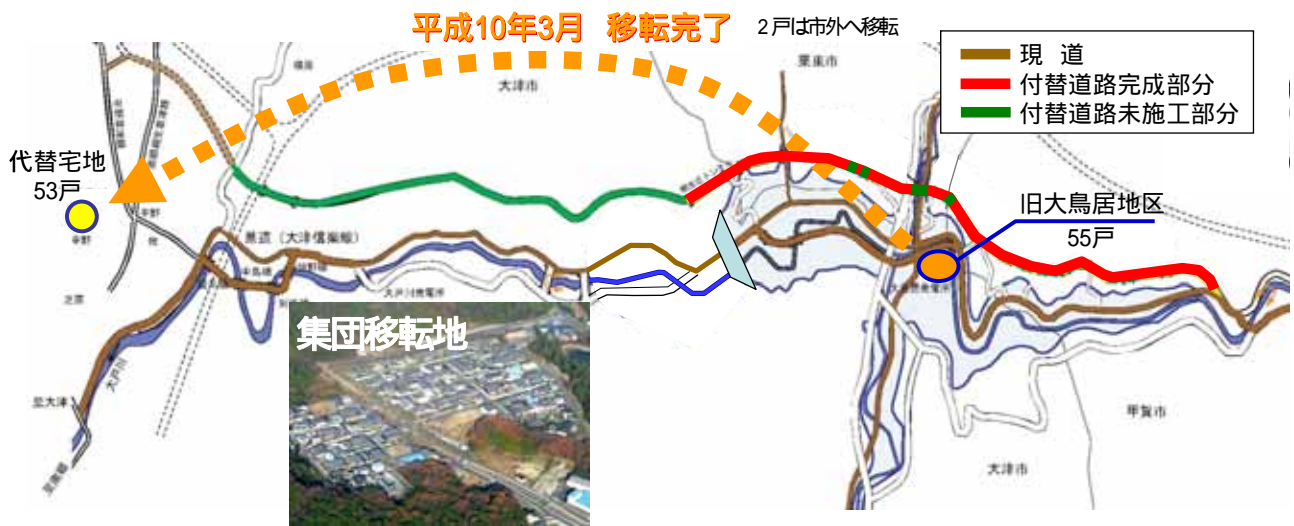
大戸川ダム建設事業では、本年度は付替道路の防災保全工事等を行っているところです。



事業進捗率(平成20年9月末時点)

なお、ダム事業の実施に伴う生活再建は概ね完了しており、祠の移転等は地元の方々の意向によりダムが完成する直前まで現位置に安置しておくこととしています。

また、関係府県知事等からは国の責任において付替道路を継続するよう表明されていますが、付替道路の扱いは河川整備計画が正式に策定する時点で関係機関と協議・調整を行って決めていきたいと考えています。



大戸川ダムの補償実施(平成20年9月末時点)

(3) 費用対効果

大戸川ダム建設事業は、淀川本川の洪水調節に対して、天ヶ瀬ダム再開発事業と一体的に運用することで効果を発現するため、費用対効果は大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発を合わせた便益と費用により算定しています。

評価対象

整備期間	昭和53年～平成29年(40年間)
施設完成後の評価期間	50年(平成79年まで)
評価年度	平成19年度

総便益(B)

年平均被害軽減期待額	7,456億円	
評価期間における総便益(現在価値)	2,179億円	
残存価値	38億円	
総便益	$2,179 + 38 = 2,217$ 億円	+

総費用(C)

建設費	1,383億円	
建設費(現在価値)	1,477億円	
維持管理費	310億円	
維持管理費(現在価値)	92億円	
総費用	$1,477 + 92 = 1,569$ 億円	+

費用対効果(B/C)

$$2,217 / 1,569 = \underline{1.41}$$

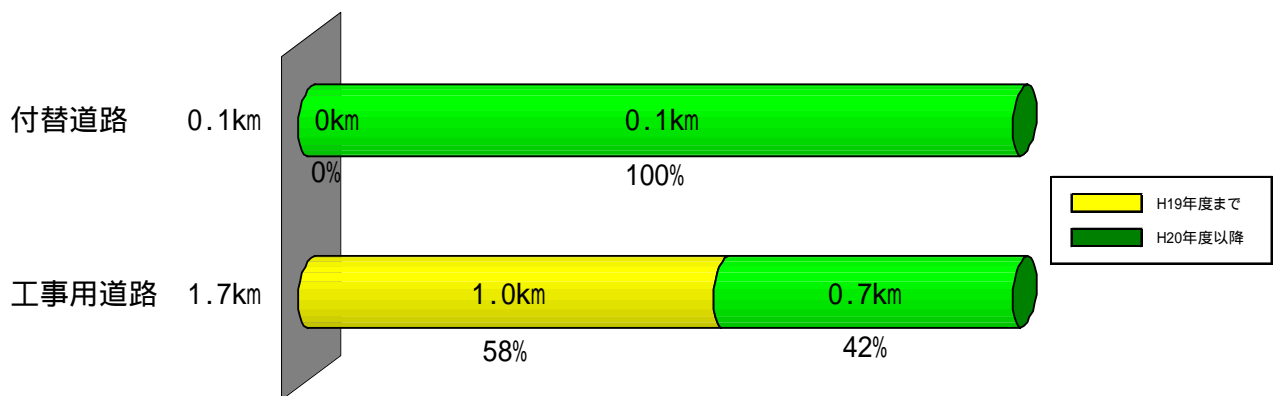
4) 天ヶ瀬ダム再開発事業

(1) 事業概要

天ヶ瀬ダム再開発事業は、河川整備計画(案)において、従来どおり宇治川・淀川の洪水調節、琵琶湖周辺の洪水防御、京都府の水道用水の確保及び発電能力の増強を目的として事業を継続することとしており、総事業は約430億円を見込んでいます。

(2) 事業の実施状況

天ヶ瀬ダム再開発事業では、本年度は水理模型実験や設計等の調査を行っているところです。



事業進捗率(平成20年3月時点)

(3) 費用対効果

天ヶ瀬ダム再開発事業は、淀川本川の洪水調節に対して、大戸川ダムと一体的に運用することで効果を発現するため、費用対効果は大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発を合わせた便益と費用により算定しています。

評価対象

整備期間	昭和53年～平成29年(40年間)
施設完成後の評価期間	50年(平成79年まで)
評価年度	平成19年度

総便益(B)

年平均被害軽減期待額	7,456億円
評価期間における総便益(現在価値)	2,179億円

残存価値		38億円	
総便益	$2,179 + 38 =$	<u>2,217</u> 億円	+

総費用 (C)

建設費		1,383億円	
建設費 (現在価値)		1,477億円	
維持管理費		310億円	
維持管理費 (現在価値)		92億円	
総費用	$1,477 + 92 =$	<u>1,569</u> 億円	+

費用対効果 (B / C)

$2,217 / 1,569 =$ 1.41

*総便益、総費用の内訳は大戸川ダムと同じ。

5) 川上ダム建設事業

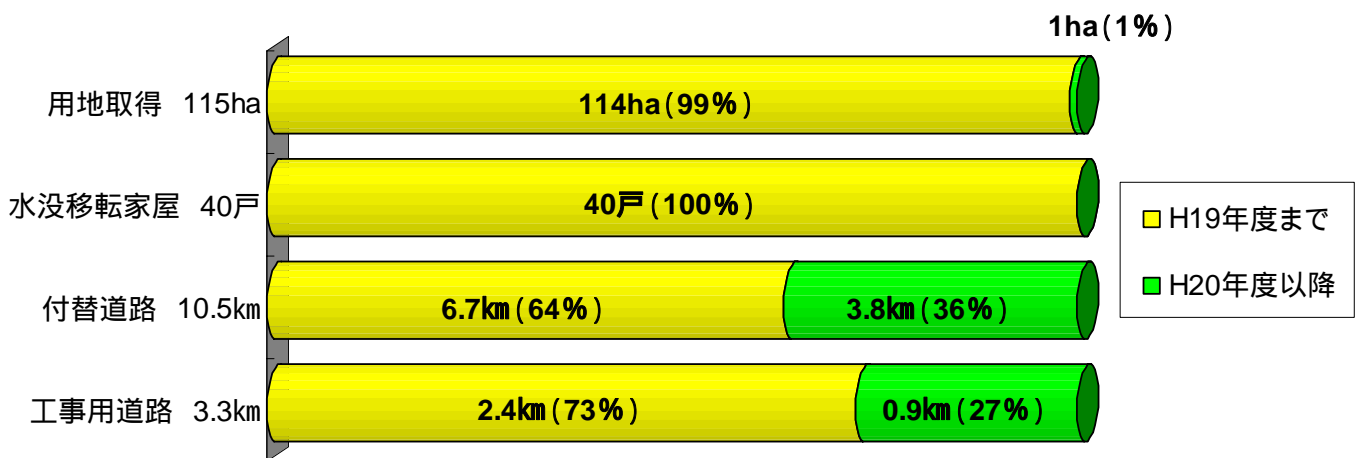
(1) 事業概要

川上ダム建設事業は、前深瀬川、木津川、淀川の洪水調節、新たな水道用水(1.111m³/s)の取水、流水の正常な機能の維持、発電を目的として整備をしてきたところです。

河川整備計画(案)では、利水の一部縮小・撤退、発電の撤退に伴い、前深瀬川、木津川、淀川の洪水調節、新たな水道用水(0.358m³/s)の取水、流水の正常な機能の維持(既設ダムの堆砂除去のための代替補給の容量を含む)を目的とした多目的ダムとして整備することとしており、総事業は約1,230億円(事業を縮小した者及び事業からの撤退をした者が負担する費用約10億円を含む。)を見込んでいます。

(2) 事業の実施状況

川上ダム建設事業では、本年度は付替道路の防災保全工事等を行っているところです。



事業進捗率(平成20年3月時点)

ダム事業の実施に伴う生活再建は概ね完了しています。

(3) 費用対効果

川上ダムは、淀川本川、木津川の洪水調節に対する費用対効果を算定しています。

評価対象

整備期間	昭和56年～平成26年(34年間)
施設完成後の評価期間	50年(平成76年まで)
評価年度	平成19年度

総便益(B)

年平均被害軽減期待額	9,605億円
評価期間における総便益(現在価値)	3,277億円
残存価値	33億円
総便益	$3,277 + 33 = \underline{3,310}$ 億円 +

総費用(C)

建設費	1,074億円
建設費(現在価値)	1,110億円
維持管理費	225億円
維持管理費(現在価値)	73億円
総費用	$1,110 + 73 = \underline{1,183}$ 億円 +

費用対効果(B/C)

$$3,310 / 1,183 = \underline{2.80}$$

6) 丹生ダム建設事業

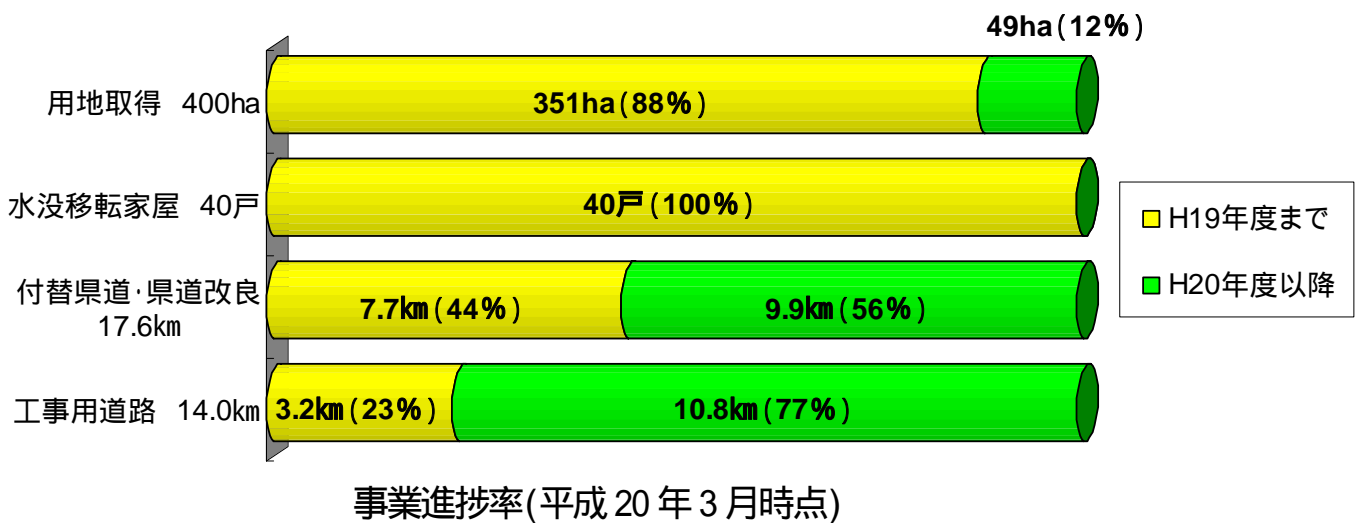
(1) 事業概要

丹生ダム建設事業は、姉川・高時川の洪水調節、新たな水道用水(3.23m³/s)の取水、流水の正常な機能の維持(異常湧水時の緊急水の補給を含む)を目的として整備をしてきたところです。

河川整備計画(案)では、利水の撤退をふまえ、姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るためには、洪水調節施設によって対策を講じることが有効であることから、丹生ダムのダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行うこととしています。

(2) 事業の実施状況

丹生ダム建設事業では、本年度は付替県道等の防災保全、安全対策工事を行っているところです。



異常湧水対策容量を確保する方法には、丹生ダムに確保する方法と琵琶湖に確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために、自然環境への影響や治水・湧水リスク等の調査検討を実施しています。これらの調査検討は、滋賀県と協力して行っているところです。

4 . 対応方針（原案）

猪名川総合開発事業(余野川ダム)

淀川水系では、学識経験者、関係自治体の長及び関係住民の意見を聴いた上で作成した河川整備計画（案）に対する関係府県知事の正式な意見が提出されたところであり、早期に河川整備計画をとりまとめる。

猪名川総合開発事業（余野川ダム）は、同計画（案）において実施時期を検討することとしており、事業をとりまく状況を踏まえ、7月15日の事業評価監視委員会における対応方針を変更し、平成20年度末をもって当面の間実施しないものとする。

(参考) 前回 (H20.7.15) の事業再評価における対応方針

大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発・猪名川総合開発(余野川ダム)・川上ダム・丹生ダム

淀川水系では、学識経験者、関係自治体の長及び関係住民の意見を聴いた上で、6月20日に河川整備計画(案)を作成し、現在関係府県知事に意見照会を行っているところであり、できるだけ早期に河川整備計画をとりまとめるとともに、適切な事業監理とコスト縮減に努め、円滑な事業執行を図ることとする。

なお、河川整備計画が策定されるまでは、本体工事に着手せず、調査・検討等を継続し、また、当面地元の地域生活に必要な道路や防災上途中で止めることが不適当な工事のみ行う。